



発 行 新 潟 県

第 48 号

平成24年6月22日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

#### 告 示

- 811 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 812 保安林の指定解除予定(治山課)
- 813 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 814 道路の区域変更(道路管理課)
- 815 道路の供用開始(道路管理課)

# 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民生活課) 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業振興課) 一般競争入札の実施(出納局会計検査課)

# 監査委員公表

監査結果公表 (監査委員事務局)

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表(監査委員事務局)

#### 教育委員会公告

特定調達契約の落札者等 (新潟県立図書館)

### 正 誤

平成24年6月1日付け県報第42号公告中(出納局会計検査課)

# 告示

#### ◎新潟県告示第811号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定により、魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成24年6月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 検査の対象となる特定計量器
  - 計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

	検査日時	検査場所	検査区域等
7月30日 (月)	午前10時から正午まで	魚沼市役所堀之内庁舎	魚沼市全域
7月31日 (火)	午後1時から3時30分まで	小出郷総合体育館	
8月1日 (水)			
8月2日 (木)		小出南部いきいきスポーツセン	
		ター	
8月3日(金)		魚沼市地域振興センター	
8月6日 (月)		魚沼市役所広神庁舎	
8月7日 (火)		魚沼市役所守門庁舎	
8月8日(水)		魚沼市入広瀬会館	

8月9日から平成	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
25年3月15日まで。	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則
ただし、土・日曜日			(平成5年通商産業省
及び祝日並びに12			令第70号)第39条第1項
月31日、1月2日、			に規定する特定計量器
1月3日を除く			

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

#### ◎新潟県告示第812号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成24年6月22日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
  - 新潟県新潟市西区五十嵐三の町11158の25、13098の21、13098の22
- 2 保安林として指定された目的
  - 飛砂の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

#### ◎新潟県告示第813号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営薮神北部地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。 平成24年6月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧に供する期間
  - 平成24年6月25日から平成24年7月23日まで
- 3 縦覧に供する場所

南魚沼市役所

- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

#### ◎新潟県告示第814号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成24年6月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区	間新旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
---	-------	---	---	---	---	---	---	---

長岡市山古志南平字名後沢乙 1599 番 4 から	新	(A) 6. 0~10. 8メートル	112.7メートル
同市山古志南平字名後沢乙1354番4まで		(B) 6. 0~10. 8メートル	114.4メートル
	旧	6.0~10.8メートル	112.7メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

# ◎新潟県告示第815号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成24年6月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 柏崎高浜堀之内線
- 2 供用開始の区間

長岡市山古志南平字名後沢乙1599番4から同市山古志南平字名後沢乙1354番4まで

3 供用開始の期日 平成24年6月22日

# 公 告

#### 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民 生活・環境部県民生活課及び新潟地域振興局において縦覧に供する。

平成24年6月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
  - 平成24年6月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本プラダー・ウィリー症候群協会
- 3 代表者の氏名
  - 庄司 敬
- 4 主たる事務所の所在地

新潟市中央区信濃町14番17号

5 定款に記載された目的

この法人は、プラダー・ウィリー症候群(PWS)により障害をきたした人々とその家族への総合的な支援 事業、すなわち生活の質の向上を目指した、医療・保健・福祉・教育・就労等の改善や支援者の養成、社会的 理解の推進などを行うことを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (2) 社会教育の推進を図る活動
  - (3) 環境の保全を図る活動
  - (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - (5) 国際協力の活動
  - (6) 子どもの健全育成を図る活動

(7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### 7 定款の変更内容

変 更 後	変更前
(職務)	(職務)
第15条 理事全員は、この法人を代表する。また、	第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を
理事長は、この法人の業務を総理する。	<u>総理する。</u>

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を 次のとおり公表する。

平成24年6月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 コモタウン柏崎

所在地 柏崎市宝町字横枕1045番地1外

設置者 株式会社ウオロクほか2者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更)に関する届出

公告日 平成24年2月14日

- 3 意見の概要
  - (1) 柏崎市からの意見の概要 意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

7 縦覧期間

平成24年6月22日から平成24年7月22日まで

# 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ガスクロマトグラフ質量分析装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける ものである。

平成24年6月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析装置 一式

- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限

平成24年11月20日 (火)

(4) 納入場所

新潟県警察本部 科学捜査研究所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を 有する者でないこと。
- (5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成24年8月6日(月) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成24年8月7日(火) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

#### 4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則 第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成24年7月27日(金)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

なお、新潟県物品入札参加資格者で資格審査申請時に誓約書(物品入札参加資格審査申請書第1号様式別 紙8)を提出している者は提出不要とする。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った 者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10)その他

詳細は入札説明書による。

- 5 Summary
  - (1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Gas chromatograph mass spectrometer [1] unit

(2) Deadline for bid submission:

5:00P.M. July 27, 2012

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950 - 8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

# 監查委員公表

# 監 査 結 果 公 表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年6月22日

新潟県監査委員 山 田 修 新潟県監査委員 沢 野 修

新潟県監査委員 岩 村 良 -

新潟県監査委員 石 上 和 男

# 普通会計 (総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等
監	<u> </u>	対象年度	対象期間	血重砂和木等
県立看護大学	平成24年 3月 5日		平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上

新

# (県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
血且对豕川病	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且勿相不守
佐渡トキ保護センター	平成24年 3月16日		平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	
			平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	

# (防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等
<u> </u>	監1111111111111111111111111111111111111	対象年度	対象期間	<u> </u>
放射線監視センター	平成24年 2月29日		平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	
			平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	

#### (福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等
<u> </u>	<u> </u>	対象年度	対象期間	<b>血</b> 且の加木寺
中央福祉相談センター	平成24年 3月16日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	
保健環境科学研究所	平成24年 3月21日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	
コロニーにいがた白岩の 里	平成24年 3月15日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。

		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	
新星学園	平成24年 4月25日	平成22年度	平成23年 3月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 2月29日まで	()—(2)
はまぐみ小児療育センター	平成24年 2月23日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	()—(2)
若草寮	平成24年 3月15日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	·————————
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	
1				

# (産業労働観光部)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等
血且凡豕川禹	血且千万日	対象年度	対象期間	血且0/帕木寺
計量検定所	平成24年 4月26日	平成22年度	平成23年 3月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 2月29日まで	(i = i = i = i = i = i = i = i = i = i =
大阪事務所	平成24年 3月15日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	
工業技術総合研究所	平成24年 4月18日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	
工業技術総合研究所下越技術支援センター	平成24年 4月18日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	

工業技術総合研究所県央技術支援センター	平成24年 3月15日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同上
工業技術総合研究所中越技術支援センター	平成24年 2月29日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	同上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同上
工業技術総合研究所素材応用技術支援センター	平成24年 3月12日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	同上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	
醸造試験場	平成24年 3月28日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上
新潟テクノスクール	平成24年 2月23日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	
魚沼テクノスクール	平成24年 2月29日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	

# (農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間		監査の結果等
<u> </u>	<u> </u>	対象年度	対象期間		<u> </u>
農業総合研究所食品研究 センター	平成24年 3月14日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで		
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上	
農業総合研究所高冷地農 業技術センター	平成24年 4月26日	平成22年度	平成23年 3月 1日から 平成23年 3月31日まで		
			平成23年 4月 1日から 平成24年 2月29日まで		
農業総合研究所中山間地 農業技術センター	平成24年 3月23日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで		

		<i>ተ</i> ን፣	/my	गर	TIX	ר יידוא
		平成23年度	平成23年 平成24年			
農業総合研究所佐渡農業 技術センター	平成24年 3月 6日	平成22年度	平成22年 平成23年			適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 平成23年			同上
農業大学校	平成24年 4月17日	平成22年度	平成23年 平成23年			同上
		平成23年度	平成23年 平成24年	4月 1月3	1日から 1日まで	同 上
妙法育成牧場	平成24年 4月26日	平成22年度	平成23年 平成23年			同 上
		平成23年度	平成23年 平成24年	4月 2月2	1日から 9日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
中央家畜保健衛生所	平成24年 2月27日	平成22年度	平成23年 平成23年	1月 3月3	1日から 1日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 平成23年			同 上
中央家畜保健衛生所佐渡支所	平成24年 3月 6日	平成22年度	平成22年 平成23年			同 上
		平成23年度	平成23年 平成23年			同 上
下越家畜保健衛生所	平成24年 2月23日	平成22年度	平成23年 平成23年	1月 3月3	1日から 1日まで	同上
		平成23年度	平成23年 平成23年			同上
中越家畜保健衛生所	平成24年 3月21日	平成22年度	平成23年 平成23年	1月 3月3	1日から 1日まで	同上
		平成23年度	平成23年 平成23年			同上
水産海洋研究所	平成24年 4月17日	平成22年度	平成23年 平成23年			同上
		平成23年度	平成23年 平成24年	4月 1月3	1日から 1日まで	同上
水産海洋研究所佐渡水産 技術センター	平成24年 3月12日	平成22年度	平成23年 平成23年			同上
		平成23年度	平成23年 平成23年			同上

内水面水産試験場	平成24年 3月	21日	平成22年度	平成23年 平成23年	1月 3月3	1日から 1日まで	適正と	認めた。		
			平成23年度	平成23年 平成23年			同	上		
森林研究所	平成24年 3月	23日	平成22年度	平成23年 平成23年			同	上		
			平成23年度	平成23年 平成24年			同	上		

(新発田地域振興局)

(利光田地域派興何)	/				
監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等	
血且內豕川尚	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且の和木子	
企画振興部	平成24年 2月22日		平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで		
			平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで		
県税部	平成24年 2月22日		平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで		
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで		

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
血且凡豕川病	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且の相木寺
健康福祉部	平成24年 2月15日		平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	
			平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等
血且八豕川内	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且が相不守
企画振興部	平成24年 4月26日		平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	
			平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	
県税部	平成24年 4月26日		平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	
			平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等
血且凡豕川病	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且が相不守
企画振興部	平成24年 3月13日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	
健康福祉部	平成24年 3月15日		平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	** '= ' ' '

監査対象所属	監査年月日	監査	対象年度及び期間	監査の結果等
監宜对象別馬	監査平月日	対象年度	対象期間	監負の桁米寺
企画振興部	平成24年 4月19日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	
<b>県税</b> 部	平成24年 4月19日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	
健康福祉環境部	平成24年 1月27日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	(指摘事項) 1 生活保護費返還金収入(生活保護法第63条)について、平成23年11月30日現在、過年度調分2件1,305,000円が未納となっていた。件数、金額とも増加しているので、具体的回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納の努められたい。
				2 生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条) について、平成23年11月30日現在、過年度調 分3件3,580,835円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的: 回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納 努められたい。
				3 児童家庭費負担金収入について、平成23年 月30日現在、過年度調定分267件3,723,950円 未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的 回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納 努められたい。

		(注意事項) 歳入の収納に関する事項 交通事故に関する事項

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日 •	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等
<u> </u>	<u> </u>	対象年度	対象期間	<b>血</b> 且の相木寺
企画振興部	平成24年 3月 8日		平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	
			平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等
<u> </u>	<u> </u>	対象年度	対象期間	<b>血</b> 且の相木寺
企画振興部	平成24年 4月18日		平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	
			平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	

(糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等	
監	<u> </u>	対象年度	対象期間	<u> </u>	
企画振興部	平成24年 3月 8日		平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで		
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同上	

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間		監査の結果等
血且內象別病	<u> </u>	対象年度	対象期間		血直 <sup>5</sup> 7和不守
企画振興部	平成24年 4月24日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで		
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで		
県税部	平成24年 4月24日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上	
			平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上	
健康福祉環境部	平成24年 4月17日		平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで		

平成23年度	(指摘事項) 生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条)について、平成24年1月31日現在、過年度調定分81件2,350,000円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。

(教育庁)		監査	対象年度及び期間	
監査対象所属	監査年月日	対象年度	対象期間	監査の結果等
上越教育事務所	平成24年 2月15日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	同上
中越教育事務所	平成24年 2月10日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	同 上
下越教育事務所	平成24年 2月15日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	同 上
青少年研修センター	平成24年 3月15日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上
少年自然の家	平成24年 4月18日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上
新潟中央高等学校	平成24年 3月23日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	
新潟江南高等学校	平成24年 2月14日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	同 上
新潟東工業高等学校	平成24年 3月13日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上

<u> </u>		<b>4</b> 21	/心》 /下 十以	1次2寸十〇月22日(並
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	
新潟商業高等学校	平成24年 2月22日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	同上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	
新潟向陽高等学校	平成24年 1月19日	平成22年度	平成22年11月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年10月31日まで	同上
巻高等学校	平成24年 3月15日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	同上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	
豊栄高等学校	平成24年 3月15日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	同上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	
新津南高等学校	平成24年 2月14日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	
村松高等学校	平成24年 2月14日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	
村上高等学校	平成24年 2月17日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	
長岡大手高等学校	平成24年 3月26日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同上
六日町高等学校	平成24年 4月19日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	

十日町高等学校	平成24年 4月25日	平成22年度	平成23年 3月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 2月29日まで	
十日町総合高等学校	平成24年 2月24日	平成22年度	平成22年11月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年10月31日まで	
高田高等学校	平成24年 3月 5日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	
久比岐高等学校	平成24年 3月 5日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	
佐渡高等学校	平成24年 3月23日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	
羽茂高等学校	平成24年 3月 5日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	
両津高等学校	平成24年 3月28日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	
相川高等学校	平成24年 3月14日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	
佐渡総合高等学校	平成24年 3月 5日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	
佐渡中等教育学校	平成24年 3月28日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同上
1				

		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	
五泉特別支援学校	平成24年 3月13日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	
新潟養護学校	平成24年 2月22日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
東新潟特別支援学校	平成24年 2月22日	平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
はまぐみ養護学校	平成24年 2月14日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	同上
はまぐみ特別支援学校	平成24年 2月14日	平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	** '= * * *

(擎突太部)

監査対象所属	監査年月日	監査	対象年度及び期間	監査の結果等
<u> </u>	50.11年月日	対象年度	対象期間	監狙の船木寺
新潟中央警察署	平成24年 2月27日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	
新潟西警察署	平成24年 2月23日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	
与板警察署	平成24年 3月13日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	
南魚沼警察署	平成24年 2月21日	平成22年度	平成22年11月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	
上越警察署	平成24年 3月 6日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	

佐渡東警察署	平成24年 4月24日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	
佐渡西警察署	平成24年 3月15日		平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	

# 包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

平成23年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事及び新潟県教育委員会から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

平成24年6月22日

 新潟県監査委員
 山
 田
 修

 新潟県監査委員
 沢
 野
 修

 新潟県監査委員
 岩
 村
 良
 一

 新潟県監査委員
 石
 上
 和
 男

# 平成23年度 包括外部監査結果に基づく措置内容

テーマ 「指定管理者制度に関する事務の執行及び公の施設の管理運営について」

# 1 指摘に対する措置

No.	項目	指摘の内容	措置の内容
2-1	指定管	指定管理料上限額は、募集要項に記載すべ	平成23年度に指定管理者の公募を行った
	理料上	きである。	際、募集要項に指定管理料上限額を記載し
	限額の	【起業化支援・交流拠点施設】	た。
	募集要		
	項への		
	記載		
2-3	利用料	利用料金収入の還付割合については、事後	次期 (平成26年度) 公募の際の募集要項に
	金収入	的に条件を追加することは適切ではなく、募	明示する。
	の還付	集要項において明示する必要がある。	
	割合の	【鳥屋野潟公園(南地区)】	
	募集要		
	項への		
	記載		
2-14	備品類	指定管理者に対し、毎事業年度、備品類の	指定管理者に対して照合確認の報告につ
	の照合	照合確認を実施・報告させ、新潟県物品会計	いて指導済みであり、今後、報告に基づき、
	確認	規則に準拠した照合確認を実施し、定期的に	平成24年8月までに確認する。
		現物の実在性を確かめる必要がある。	
		【県民会館】【自然科学館】	
2-22	年間事	記載事項として定められている項目は全	平成23年度年間事業報告書から、記載に不
	業報告	て、年間事業報告書に記載すべきである。	備がないよう指導済みであり、適正な報告書
	書への	【関岬キャンプ場】	が提出された。
	記載事		
	項		

# 2 意見に対する措置(総論)

# (1) 管理運営形態の検討

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-1	管理手	17年度実施の「新潟県公共施設改革委員	管理手法の検討結果を公表していない施
	法の検	会」答申を受け、その後の管理手法の検討結	設については、検討の進め方も含め、改めて
	討内容	果及びその結果に至る検討内容を公表してい	検討した上で、見直しの方針を定める。
	の公表	ない施設は公表すべきである。	

# (2) 指定管理者の募集手続き

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-2	制度導	行政改革推進室には、指定管理者制度未導	行政改革推進室が庁内の推進役として、県
	入の推	入施設の所管部署に対して、制度導入の可否	直営施設の管理状況等を定期的に確認する
	進役の	を定期的に確認する等、制度導入への推進役	とともに、必要に応じて管理手法の見直しを
	必要性	としての役割が求められる。	検討する。
1-3	非公募	再選定時を含め、指定管理者を非公募とす	非公募による選定にあたっては、非公募と
	による	る場合は、十分な検討に基づいた積極的な理	する積極的な理由を明示する。
	選定	由を明らかにすることが求められる。	

1-4	指定管	公の施設の管理の今後の不正の防止に向	議員・首長等本人の関与する企業等の応募
	理者の	けた取組として、指定管理者を募集するにあ	を制限する。
	要件	たり、請負に関する地方自治法92条の2(議	議員・首長等の親族が経営する企業等につ
		員の兼業禁止)等の趣旨を鑑み、議員・首長	いては、係争中の事案があるため、結果を見
		等本人の関与する企業等に関する応募資格	   て対応を検討する。
		について対応が望まれる。	
		親族が経営する会社等も制限対象に加え	
		ることが望まれる。	
1-5	目標数	指標を設定するにあたっては、他施設の事	利用者の満足度の向上に向け、施設の設置
	値の設	例等も参考に、施設の適切な管理運営及び県	目的の達成状況がより明確になるような工夫
	定	民への説明に向けて、創造的な工夫が望まれ	(複数指標の設定や定性的指標の設定等)を
		る。	行う。
1-6	1 者応	指定管理者募集にあたり、1 者しか応募が	他県の取組状況等を参考にしながら、競争
	募への	ない場合は、その原因を分析し、所謂参入障	性の向上に向け、複数者から応募がなされる
	対応	壁がないか検討して、参入障壁が認められた	ような公募のあり方を検討していく。
		場合には、解消に向けた取り組みを検討すべ	
		きである。	
1-7	所定額	過度の経費縮減はサービス水準の低下に	指定管理料の決定にあたっては、適切なサ
	の内定	繋がることが考えられることから、サービス	ービス水準の確保に必要な金額を積算するた
		水準を確保する取組が望まれる。	め、施設運営経費の分析を行う。
1-8	人件費	指定管理者が、労働法令を遵守し、公共サ	平成23年8月のガイドライン改正で、モニ
	の取扱	ービスを提供するに足りる雇用・労働条件に	タリングシート例の中に、雇用・労働条件へ
	<i>۱</i> ٧	配慮するよう、県は留意する必要がある。	の配慮に関する項目を追加し、平成24年度実
			施のモニタリングから適用している。
1-9	修繕費	修繕費の負担については、金額基準だけで	県が負担すべき修繕で緊急性の高いもの
	の取扱	なく、実務上の制約を考慮した上での柔軟な	については、指定管理者からの事前協議に対
	<b>١</b> ٧	対応が可能となる取扱を検討すべきである。	して迅速かつ柔軟に対応するとともに、緊急
			やむを得ず事前協議を経ずに修繕を行った場
			合の対応として、個別の事例に応じたルール
			を設定した上で事後的な協議を行うことも検
			討する。

# (3) 指定管理者の選定手続き

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-10	審査の	指定管理者を選定する審査委員について	委員の除斥に関する標準規定を設け、各審
	公正性	も、指定管理者同様に要件を定め、独立性を	査委員会設置要綱に追記する。
	の確保	確保する必要がある。独立性の確保に関し、	委員に対し、応募者との関係の有無を確認
		各所管課は審査委員に応募者との関係を確	する手続きを取る。
		認し、確認結果の記録を、各所管課で実施す	
		る必要がある。	
1-11	審査基	審査基準を審査過程で見直すことは、公平	平成22年度に選定方法の見直しを実施し
	準の取	性の観点からできるだけ回避すべきであり、	ており、公平性の観点も踏まえた制度運用の
	扱い	制度の運用に関して、常に検証を行い、タイ	あり方について、今後も引き続きタイムリー
		ムリーに見直しを行う必要がある。	に見直しを行っていく。
1-12	審査項	募集要項等に記載する選定基準は、できる	最低限開示が必要な項目を例示した上で、
	目・配	だけ詳細に開示することが望まれる。	可能な限り詳細に開示する。
	点の開		
	示		

# (4) 協定の締結

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-13	協定内	指定管理者から柔軟な発想による創意工	柔軟な発想による創意工夫を導き出すた
	容	夫を導き出すために、自由度の高い協定とな	め、自由度の高い協定内容となるよう、目標
		るよう内容の見直しが望まれる。	達成の手段まで指定しない等の見直しを行
			う。

# (5) モニタリング及び評価

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-14	モニタ	モニタリングシートを活用してノウハウを	平成24年度の募集開始(7月予定)までに、
	リング	マニュアル化し蓄積を図る等、評価内容、方	ガイドラインのモニタリングシート例に、モ
	及び評	法等の充実を検討すべきである。	ニタリング手法の記載欄を追加し、モニタリ
	価の充		ングのノウハウを蓄積できるようにする。
	実化		
1-15	指定管	指定管理者が、どのような根拠で間接費を	指定管理業務における間接経費の計上の
	理業務	計上しているか、県は正確に把握する必要が	考え方について、必要に応じて確認する。
	の正確	ある。	
	な収支		
	(間接		
	費)の		
	把握		
1-16	施設の	定期的な修繕計画の必要性を検討する必	修繕計画の必要性について検討していない
	修繕	要がある。	施設については、年度内に、中長期的な修繕
			計画の必要性やその作成について検討する。
		施設の耐震診断及びその後必要な施設へ	耐震化が義務付けられている(昭和56年以
		の耐震改修費用の把握が必要である。	前建築の)指定管理者制度導入施設について
			は、全て耐震改修を実施済みである。
1-17	業務評	各モニタリング項目について、具体的な手	平成24年度の募集開始(7月予定まで)に、
	価	法を例示することが望まれる。	ガイドラインのモニタリングシート例に、モ
		また、施設の特性に応じ、報告事項を必要	ニタリング手法の記載欄を追加する。
		な項目に限定する等の対応が考えられる。	モニタリングにおける報告事項や報告頻度
			等については、施設の特性に応じた必要最小
		Life VICA NICA A A LIGHT LANGE OF NICE CAN A COMMENT OF NICE CAN A	限のものとする。
1-18	コンソ	複数企業により指定管理業務を行ってい	平成24年度の募集開始(7月予定)までに、
	ーシア	る場合は、そのリスク分担など、モニタリン	ガイドラインのモニタリングシート例に、コ
	ム(複	グ項目を整理し、具体的な対応を検討する必	ンソーシアムに関する項目を追加する。
	数企業	要がある。	
	体)へ		
	のモニ		
	タリン		
	グ		

# (6) 直営施設のあり方

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-19	直営施	適切な目標指標の設定を行い、実績を分析	目標指標の設定や分析・公表等を行ってい
	設の運	・評価するとともに、情報公開の充実が望ま	ない施設については、年度内に、適切な目標
	営	れる。	指標を設定し、実績の分析・評価を行い、そ
			の結果をHPで公表する。

報

- 3 意見に対する措置(各論:指定管理者制度導入施設)
  - (1) 指定管理者の募集手続き

No.	項目	券集士祝さ 意見の内容	措置の内容	施設名
2-2	募集単	鳥屋野潟公園南北両地区は、	他の公園と比較した場合の指定管理業務	鳥屋野潟公
	位	一元的に管理運営する体制が効	の規模の差や、事業者の参入機会の確保と	園(北・南
		果的であり、一体で指定管理者	いった面も考慮の上、南北両地区の一体管	地区)
		を募集することが望まれる。	理の合理性について検討する。	
2-4	募集期	募集期間はガイドラインに明	公募時に1ヶ月以上の募集期間を確保し	島見・聖籠
	間	記している1ヶ月以上を確保す	た。	緑地、大潟
		ることが求められる。		水と森公
				園、紫雲寺
				記念公園、
				奥只見レク
				リェーショ
				ン都市公園
			次期(平成27年度)募集の際は、1ヶ月	柏崎マリー
			以上の募集期間を確保することとした。	ナ
2-5	ペナル	稼働率による指定管理料の減	指定管理料の上限額や稼働率未達成の場	新潟コンベ
	ティ規	額は、新潟コンベンションセン	合の減額のあり方などの基本的な公募条件	ンションセ
	定	ターの稼働率に基づくことか	を検討する中で、新潟コンベンションセン	ンター、万
		ら、新潟コンベンションセンタ	ターの指定管理料のみを減額の対象とする	代島駐車場
		一、万代島駐車場、万代島緑地	ことについて検討する。	及び万代島
		3施設の指定管理料合計ではな		港湾緑地
		く、新潟コンベンションセンタ		
		一の指定管理料のみを対象とす		
		べきである。		
2-6	目標値	モチベーションとして適した	平成23年度中に実施した平成24年度以降	朱鷺メッセ
	の設定	目標値を設定する必要がある。	の指定管理者の公募に当たっては、県にお	展望室
			いて、過去の実績を踏まえた来場者目標値	
			の最低ラインを設定した上で、申請者から	
			提案のあった来場者目標値を基準に、指定	
			管理料に対するペナルティーを賦課、又は	
			利用料収入に対するインセンティブを付与	
			することとしており、より現実的かつ、モ	
			チベーションとして適した目標設定となっ	
			ている。	
2-7	審査に	審査の過程で審査基準を見直	やむを得ない理由により一部を修正する	鳥屋野潟公
	おける	した場合は、公平性を確保する	場合には、各申請者に修正理由等について	園(女池・
	対応	ため、申請者に対して説明責任	十分な説明を行い、事前了承を受けること	鐘木地区)
		を果たす必要がある。	とした。	
2-8	指定管	施設運営経費を徹底的に分析	次期指定管理料の算定に際し、施設運営	県民会館
	理料の	した上で、指定管理料を積算し	経費を分析した上で、適切な指定管理料の	
	決定方	決定する等の対応が望まれる。	水準を募集開始(平成24年7月予定)まで	
	法		に積算・決定する。	

# (2) 協定書の締結手続き

No.	項目	意見の内容	措置の内容	施設名
2-9	修繕費	指定管理者の修繕費の使用に	指定管理者において緊急性が非常に高い	鳥屋野潟
	用の負	柔軟性を与え、迅速な修繕を可	と判断し、緊急的に行った修繕等について、	公園(北地
	担	能とする一方、県による内容検	予め個別の事例に応じたルールを定めた上	区)
		討、監視を可能にする制度構築	で、事後的に県と費用負担に関する協議を	県立植物
		が求められる。新潟コンベンシ	行うことを基本協定に明確に規定する。	烹
		ョンセンター等のように、修繕		
		費の複数年度での使用を認める		
		等の工夫が求められる。		

# (3) モニタリング及び評価

No.	項目	意見の内容	措置の内容	施設名
2-10	施設の	劣化度調査結果を踏まえ、緊	劣化度調査結果を踏まえ、具体的な修繕	県民会館
	老朽化	急度に応じた中長期的な修繕の	計画を作成する。	
	と修繕	必要性の検討や必要な予算化・		
	計画	計画化が求められる。		
2-11	大規模	指定期間全体にわたる修繕計	修繕・更新の実施状況等を確認しながら、	県立長岡
	修繕計	画と実施状況を対比し、必要に	必要に応じて修繕計画の見直しを図ってい	屋内総合
	画	応じて見直しを図ることが望ま	<.	プール
0.10	/4 III III	113°	/+ II II #	6 D mz 163
2-12	使用困	使用困難な状態にある設備に	使用困難な施設について、必要性や経済	鳥屋野潟
	難な状態にも	ついて、修繕や撤去等の適切な	性を踏まえて修繕または撤去の方針を定め、	公園(北地
	態にあった。	対応が望まれる。	適切な対応を図る。	区)
	る設備			県立植物 園
0.10.1	7 # W	1月45万株7日4.22成立またヶ左		
2-13-1	不要物	現指定管理者が廃棄責任を負	指定管理者に指導済みであり、今年度中	県民会館
2-13-2	品の廃 棄	う物品を峻別し、早期に廃棄処 分する必要がある。	に廃棄予定。	自然科学館
2-13-3	果	ガリる必要がめる。	修繕部品としての残存価値のなくなった	健康づくり
2 13 3			ものは、全て廃棄処分した。	・スポーツ
			りがは、主く廃来た力した。	医科学セン
				ター
		温水プールについて、他施設	他施設(公共・民間プール)の事業や利	健康づくり
		との差別化を図り、県民の健康	用状況等を調査し、年度内にセンター温水	・スポーツ
		を支援する活用方法が望まれ	プールのあり方を検討する。	医科学セン
		る。		ター(温水
				プール)
2-15	常設展	更なる利用促進を図るため、	限られた予算の中で、効率的な予算執行	自然科学
	示の入	可能な限り展示物の入れ替えの	により、展示物の一部更新を実施し魅力ア	館
	れ替え	ための予算を確保することが望	ップを図っている。	
		まれる。	これまでの事業成果や費用対効果を踏ま	新潟ふるさ
			え、展示物の入替え等を含め必要な対応を	と村
			検討するほか、平成23年度から新たにアン	アピール館
			テナショップを開設するなど、魅力アップ	
			を図っている。	

2-16	特別会	利用率が低い特別会議室につ	平成23年12月から利用者を対象としたア	新潟ユニゾ
2 10	議室の	いて、利用促進のための工夫が	ンケート調査を実施し、利用促進に向けた	対例ユーノンプラザ
	利用率	望まれる。	取り組みに反映させる。さらに、アンケー	
		-	ト結果を踏まえ、平成24年度中に企業等へ	
			のダイレクトメールの送付やホームページ	
			の更新等により利用促進を図る。	
2-17	指定管	間接費の負担関係は、合理的	平成24年度以降は間接費の積算根拠を明	自然科学
	理者	な根拠に基づいて行われる必要	確にするよう、指定管理者に対して指導済	館
	(の構	がある。	み。	
	成企		一般管理費の積算について、その合理的	鳥屋野潟
	業) に 対する		な根拠を指定管理者に求めることとし、指	公園(北、
	料りる		定管理業務との因果関係が明確なものとな	南、女池・
	担担		っているか精査を行う。	鐘木地
	1			区)、島見
				・聖籠緑
				地、紫雲寺
				記念公園、
				奥只見レク リェーショ
				ン都市公
				園、県立植
				物園
2-18	収支均	県は、指定管理業務の収支に	指定管理者に対して指導済みであり、適	県民会館
	衡の妥	ついて、報告書に一般会計から	正な報告書が提出された。	
	当性	の繰入前の収支を記載するよう		
		指導することが望まれる。		
		県は、指定管理者に対し、指	指定管理業務に係る収支について、正確	白日 町姫
		に 定管理業務の正確な収支を報告	おと官性素例に係る収文について、正確   な数値を報告するよう指導し、平成24年度	島見・聖籠 緑地
		するよう指導すべきである。	分より適正な報告書が提出される見込みで	奥只見レク
			ある。	リェーショ
				ン都市公
				園、
				埋蔵文化
				財センター
2-19	施設間	県は、指定管理者に施設別の	平成26年度中に実施する平成27年度以降	新潟コンベ
	の区分	指定管理料の内訳を示し、各施	の指定管理者の公募に当たっては、各施設	ンションセ
	経理	設の採算の良否を明らかにする	の採算について判断できるよう、施設別の	ンター、万
		必要がある。	指定管理料の内訳を明示した上で、公募を 行う。	代島駐車場及び万代
			11 7 <sub>0</sub>	場及びガれ島港湾緑
				地
2-20	モニタ	事業報告書の記載内容を充実	平成23年度の事業報告書から、モニタリ	関岬キャン
	リング	させ、モニタリング項目に沿っ	ング項目に沿った内容に改善された。	プ場、柏崎
	の充実	た内容にすることが望まれる。		原子力広
				報センタ
				ー、健康づ
				くり・スポ
				ーツ医科学
I	I	I	ı	ı

<del>第40万</del>		机 流	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	羊区	十八八八十	0月22日(並)
2-21	事の経関モリ獣分にるタグ	指定管理者の事業間の区分経 理に関するモニタリングを実施 するとともに、指定管理業務に 係る収支の正確性を確認する必 要がある。	平を設定を指エをに出性を確定の記行を確定の記行を確定の記行をを確定が記行をを確実業	平6月モニタリンク (事業間の区分経理管 し、併せすることで する。 理者の実務内、区後を確 するのでいる。 ととを かるるこより、 とのでいる。 とのでいる。 かるることのでのができる。 でのののでのができる。	実施と関係では、 実施と関係では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	セ県館リ潟ナル新ン 鳥公南島緑寺園レシ公植新ン政、一港タ 潟プ 屋園地見地記、クョ園物潟タ記柏ナコー ユラ 野(区・、念奥リン、園コー念崎、ンミ ニザ 潟北)聖紫公只ェ都県 ンベース新テナ ゾ 、、籠雲 見一市立 べ
			グ項目と	して設定し、指定管		公園、県立 植物園 新潟コンベ ンションセ
				<b>催性を確認する。</b>		ン代場島地港タル埋財の島で海線には、東下の場別でででできませる。これでは、東大ののでは、東大のでは、東は、東大のでは、東のでは、東大のでは、東のではないがでは、東のでは、東のではないがではないがではないがではないがではないがではないがではないがではないが
2-23	モニタ リング 頻度の 見直し	利用期間が2ヶ月であること 等から、月間事業報告書の提出 を廃止し、年間事業報告書の充 実を図る等の対応が望まれる。	廃止する 告書から、	平度から月間事業報 とともに、平成23年 - モニタリング項目 記載の充実を図った	度年間事業報  に沿った内容	関岬キャンプ場

第48号

No.	項目	意見の内容	措置の内容	施設名
3-1-1	施設の	「評価委員会」の評価結果等	歴史博物館では、「県公共施設のあり方	歴史博物
	管理手	を踏まえ、指定管理者制度導入	の見直しに関する報告書(平成18年2月)」	館
	法	等の検討を行うことが望まれ	の意見に則って、以下の取組を実施し、企	
		る。	画展の観覧料収入の増加や利用者の満足度	
			が極めて高水準であるなど、一定の効果が	
			現れている。	
			①民間経験者の登用	
			②施設の保守・点検などの維持管理の民間	
			委託	
			③外部委員による評価委員会の設置	
			また、平成22年度の歴史博物館評価委員	
			会の評価結果を踏まえ、魅力ある博物館づ	
			くりを目指して5か年の運営方針(平成24	
			年度~)を制定したところであり、これか	
			らも、一層、サービスの向上を図っていく。	
3-1-2	施設運	常設展を絶えず魅力あるもの	定期的に常設展示の一部入れ替えを行う	
	営のあ	にすることで利用者数の増加に	など、魅力ある常設展示となるよう努めて	
	り方	繋げることが望まれる。	おり、常設展の利用者満足度が非常に高い	
			などの成果が現れている。	
		目標達成状況の分析結果を次	経営会議等の場で、入館者目標の達成状	
		の企画展に反映することで、更	況の報告や評価・課題等について議論し、	
		なる利用者数の増加、住民サー	入館者数の増加やサービスの向上に取り組	
		ビスの向上に繋げることが求め	んでいる。	
		られる。		
		潜在的な利用者である友の会	友の会会員の増加に向けて、会の意見を	
		の会員増加に向けた施策が望ま	聞きながら、年度内に必要な施策を検討す	
		れる。	る。	
3-2-1	施設の	法改正により指定管理者導入	210 2 00 10 42 1 10 12 2 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	テクノスク
	管理手		る中で、指定管理者制度の課題等の整理を	ール
	法	指定管理者制度導入の効果と、	行い、審議会で審議を行う。	
		導入に向けた課題を様々な観点		
		(人事・組織面、コスト面、授		
		業料等のサービス面)から整理		
	ļ	し、第9次新潟県職業能力開発		
		計画(平成25年~平成31年)で		
		の審議が望まれる。		
3-2-2	施設運	未充足の訓練科について、目	平成24年度から新規に、職業訓練受講者	
	営のあ	標達成に向けた対策が望まれ	拡大対策費による訓練科の充足率の向上及	
	り方	る。また、企業の雇用ニーズを	び訓練生就職サポート事業による就業率の	
		汲み取ったコース設定に取り組	向上に取り組んでいる。	
		むとともに、新たな就職先を開		
		拓する等により全体の就業率の		
		更なる向上が望まれる。		
3-3-1	施設の	改革委員会の答申から6年が	施設のあり方や業務運営の改善について、	妙法育成
	管理手	経過していることから、検討内	関係機関や畜産農家から意見を聞くなど検	牧場
	法	容について中間報告の公表の検	討を続けているところであり、これまでの	
		討が望まれる。	検討の概要について、平成24年7月発行予	

			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
			定の業務年報で公表する。	
3-3-2	施設運	「業務年報」には、マネジメ		
	営のあ	ントサイクルを構成するプロセ	の検証結果等を記載する。	
	り方	スである分析・評価に関する記		
		載がない。施設運営に関する県		
		のマネジメントサイクルに関す		
		る公表が望まれる。		
3-4-1	施設の	県は、他の都道府県の導入施	他都道府県の導入状況を調査するなど、	青少年研
0 1 1	管理手	設を調査し、指定管理者制度導	管理方法の検討を行っている。	修センター
	法	入を検討すべきである。	指定管理者制度の導入について、施設の	
			あり方等を踏まえ検討する。	
3-4-2	施設運	施設全体の利用者数は増加し	所内運営委員会において、更なる利用者	
3 4 2	営のあ	ているが、利用者を細分化し分		
	り方	析した結果、更なる利用者数の	検討し、施設全体のサービス向上を図る。	
	973	増加に向けた課題や改善点が見	検的し、旭政主体のリューに不同工を図る。	
		いだせる。利用者数の増加、住民は、マネ		
		民サービスの向上に向け、マネ		
		ジメントサイクルを有効に機能		
0.4.0	k# +0 /\	させるための取組が求められる。	古光中体 多长型 紅田小河 マント しゅ	
3-4-3	情報公	公共サービスの更なる向上に	事業実績や施設利用状況、アンケートの	
	開	向けて、施設管理に関する情報	分析結果等を整理し、HP等で公表する。	
		を質量ともに充実し、紙媒体だ		
		けでなく、HP等により広く県民		
		への情報公開を検討すべきであ		
	I/ - 38	3.		1
3-5-1	施設の	県は、他の都道府県の導入施	他都道府県の導入状況を調査するなど、	少年自然
	管理手	設を調査し、指定管理者制度導	管理方法の検討を行っている。	の家
	法	入を検討すべきである。	指定管理者制度の導入について、施設の	
			あり方等を踏まえ検討する。	
3-5-2	施設運	年間利用者数目標は、過去4		
	営のあ	年達成されているが、目標値が	模、利用団体の特徴、活動の安全性、利用	
	り方	現状維持の水準に設定されてい		
		ると思われる。当施設にとって	標値を設定した。	
		利用者数の最適な目標値の設定		
		が望まれる。		
		更なる利用者増加に向けて、	プログラムについては、利用者が減少す	
		季節的な要因を克服し、魅力あ	る季節において、利用増加を図るため、利	
		るプログラム作りが求められる。	用団体のニーズを踏まえた活動プログラム	
			の見直しを行った。今後も、魅力あるプロ	
			グラムの開発と提供に努める。	
		「はつらつ体験塾」の参加率	平成24年度においては、更に当事業に対	
		が他の事業に比べて低いため、	する認知度や意識、求める内容等を把握・	
		不参加の原因を調査し、必要に	分析して、事業内容等を検討し、参加率の	
		応じて事業内容の見直し等の検	向上を図る。	
		討が求められる。		
3-5-3	情報公	公共サービスの更なる向上に	事業実績や施設利用状況、アンケートの	
	開	向けて、施設管理に関する情報	分析結果等を整理し、HP等で公表する。	
		を質量ともに充実し、紙媒体だ		
		けでなく、HP等により広く県民		

報

		への情報公開を検討すべきであ		
		る。		
3-6-1	施設の	他県の指定管理者導入施設	他県の指定管理者導入施設の状況につい	近代美術
	管理手	を調査し、課題を整理した中で、	て情報収集を行い、最も適切な管理手法を	館、
	法	最も適切な管理手法の検討が望	検討する。	万代島美
		まれる。		術館
3-6-2	施設運	マネジメントサイクルを有効	既に「目標設定→事業実施→美術館によ	
	営のあ	に機能させるには、合理的な目	る報告・自己評価→美術館協議会による外	
	り方	標を設定するとともに、目標達	部評価→事業に反映」という評価システム	
		成に向け、目標と実績を比較し	を構築しており、目標と実績の比較や改善	
		て原因分析を行い、広報活動の	策等の検討を行っている。	
		強化、他の美術館、博物館との	平成23年度の成果としては、外部との連	
		連携、利用料金の弾力化等効果	携拡大として、特に長岡造形大学との連携	
		的な施策を実行することが望ま	を深めた。	
		れる。		

# 教育委員会公告

#### 特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年6月22日

新潟県立図書館長 石 附 敏 弥

- 1 調達件名
  - 新潟県立図書館清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 新潟県立図書館

新潟県新潟市中央区女池南3丁目1番2号

- 3 調達方法
  - 業務委託
- 4 契約方式
  - 一般競争入札
- 5 落札決定日
  - 平成24年6月4日
- 6 落札者の氏名及び住所
  - 株式会社新潟ビルサービス

新潟県新潟市中央区上大川前通9-1269

- 7 落札価格
  - 21,525,000円
- 8 入札公告日
  - 平成24年4月24日
- 9 落札方式
  - 最低価格

正誤

平成24年6月1日付け公告(特定調達契約の落札者等について(公告))中

ページ	行	誤	正
22	2	県の物品又は特定役務の調達手続を定める規	県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を
		則	定める規則

報